

日本的監査風土の「いま」と今後

柴田英樹

目次

はじめに

第一章 みずす監査法人の解体の経緯と解体後の組織の行方

第二章 監査法人の日本的監査風土の変遷 - 監査法人の「いま」 -

第三章 監査風土の今後

まとめとして

はじめに

日本における監査制度の本格的な導入は第二次大戦後、GHQ（連合国総司令部）が証券民主化の旗印の下に、それを支える制度として公認会計士制度が導入された昭和26年度（1951年）にまで遡ることができる¹。したがってすでに60年近く経っていることになる。また、監査役制度は公認会計士制度に遡ること61年前の明治23年（1890年）において商法に導入された²。

このように日本の公認会計士制度は他国によって強制的に導入された制度であり、また比較的新しいこともあり、本当の意味で公認会計士制度が日本に定着しているかといえば、そうとは言い切れないのが現状である。日本で公認会計士制度が有効に機能しているかについて考えてみる必要がある。粉飾事件の多発はなにも日本だけのことではないが、公認会計士や監査法人³が存在しているにもかかわらず粉飾はなくなならないばかりか、毎日の新聞紙上で粉飾が取り上げられない日はないといっても過言ではないことから公認会計士制度に何らかの問題が存在していることは指摘できよう。

どうすれば企業の粉飾はなくなるのであろうか。そして日本には粉飾を助長する風土が存在する

¹ 柴田 [2002] 19頁。西野 [1985] 108～113頁。監査を受ける会社側も監査をする公認会計士側も昭和26年からの監査の経験がなかったため、第一次監査から第五次監査までは初度監査（簡易監査）であった。正規の監査は昭和31（1956）年度から始まった。

² 柴田、前掲書、15頁。

³ 無限連帯責任を負った代表社員や社員が5名以上集まったパートナー組織である。日本における監査法人の第1号は監査法人太田哲三事務所（新日本監査法人の前身）であり、昭和42（1967）年1月に設立された（日本公認会計士協会 [2000] 245頁）。監査法人は昭和39（1964）年末頃からの山陽特殊製鋼を始めとする一連の粉飾事件に対する監査体制強化のための施策の一環として創設された（小関 [1991] 1頁）。平成19年度の公認会計士法の改正により監査法人は有限責任化を行うことが可能になった。

のであろうか。ここに風土とは人間が全く手を加えていない自然に対比される言葉であり、人間が耕して作り出したものをいう。日本人は一方で中国からは東洋思想・儒教思想・仏教思想や漢字文化などを、また他方で西欧で発達した文化や技術をうまく導入し、日本的にアレンジし、自分たちの血肉にすることがうまい国民性を持っているといわれるが、監査もそうであろうか。形だけは導入したが、日本において実質的に十分に根付いていない側面があるのではなかろうか。

こうした問題意識から本稿では日本の監査風土を見直し、さらに日本の監査法人の現状の問題点を明確にし、今後どのような方向性を持つべきかについて考察してみたい。

そこでまず第一章で「みすず監査法人の解体の経緯と解体後の組織の行方」について言及する。これは2007年に起こったことであるが、日本の監査史上では計り知れないほど大きな出来事だった。これまで粉飾した会社が倒産したということはあっても、中小の監査法人ならいざ知らず日本を代表する大監査法人がその1クライアントの粉飾に関与し、一部の会計士がそれに加担していたことがきっかけで監査法人自体が解体することになることは考えられないことだからである。これはいかに監査には社会的な信用が重要であるかを物語っているように思う。社会的な信用を落とした監査法人には存在意義がないのである⁴。

次に第二章では「監査法人の日本的監査風土の変遷－監査法人の「いま」－」を取り上げる。アーサー・アンダーセンやみすずの解体は監査業界のみならず、経済界にも大きな衝撃を与えた。そして危機感を持った他の監査法人は従来のような比較的ゆるやかな監査手法からより厳しいものに変えつつある。従来は企業側の方が監査人の選任権を持ち、監査報酬を支払っていることから強い立場にいたが、みすず解体以後は企業と監査法人はある程度対等の立場になったといえよう。監査法人は監査意見の表明に際して伝家の宝刀といわれる不適正意見や意見不表明を行うことができる。上場会社にこれらの監査意見が出されると、その会社は上場廃止に追い込まれてしまう。これまでは抜かすにおかれていたが、最近では伝家の宝刀がしばしば抜かれるケースが出てきている。現在の監査法人は大手のみすずがいなくなった分だけパイが大きくなり、監査の仕事が溢れてこなしきれない状況になっている。こうした状況下で日本の監査風土にどのような変化が起きているかをみることは今後の日本の監査を考える上でも重要である。

第三章として、「監査風土の今後」について言及する。いまの状況をより推し進めたところに将来の日本の監査風土の姿が見えてくる。公認会計士業界への女性の進出などがまだ少なく、ビッグ・フォーと呼ばれる国際的会計事務所が開発したリスク・アプローチ監査手法に大手監査法人の監査は依存しており、欧米と比べて遅れをとっているところも少なくない。そうした点をより改善することが必要になる。

⁴ これと同様な信用をなくし廃業する事件が大阪の船場吉兆で2008年5月に起こった。湯木貞一郎の作った吉兆ののれんは子供達に引き継がれ、吉兆グループとして営業を行ってきたが、船場吉兆が販売していたお菓子の賞味期限切れ、牛肉偽装問題で2007年10月に休業に追い込まれた。2008年1月に再開したものの、2005年5月に料理の使い回しが発覚したことで廃業に追い込まれた。高級料亭での使い回しは言い訳のしようがなく、廃業は当然であるというのが世間の声であった。

「まとめとして」では日本の監査法人が何を行わなければならないかを検討する。従来の日本の監査は性善説を下にした監査であったが、「いま」の日本の監査は性悪説を下にした監査に変化しつつあるといえる。今後の日本の監査はますますこの傾向が強まり、性悪説を前提にしたアングロ・サクソン型の監査になる方向性を示している。

第一章 みず監査法人の解体の経緯と解体後の組織の行方

業務停止処分の大きな波紋

中央青山監査法人（以下、中央青山と呼ぶ）は日本公認会計士協会会長を過去に中瀬宏道、村山徳五郎、奥山章夫と3名も輩出し、クライアント（監査契約先企業）も新日本製鐵、トヨタ、ソニーなど一流企業が多く、名実ともに日本を代表する四大監査法人の1つであった。しかし、カネボウ事件の粉飾を見抜けなかったばかりか、証券取引法（現在の金融商品取引法）違反で監査に関与していた複数の公認会計士の逮捕者まで出したことから、金融庁から2006年7月と8月の2ヵ月間に亘る業務停止処分を受けた。これにより中央青山が監査していた多くのクライアントである3月決算の被監査企業は2006年6月の終わりにある株主総会に対応するため右往左往する事態に陥った。なぜなら旧商法下（現在は新会社法となっている）では会計監査人が処分を受けると、当該会計監査人はクライアントに対して同監査人の業務停止の期間中は一部の例外を除いていっさいの監査ができなくなるため、中央青山に監査を依頼していたクライアントは他の会計監査人を一時監査人として選任しなければならなくなったからである。

あらた監査法人の設立とメイン・クライアントの喪失

こうした緊急事態に対処するため、当時中央青山と提携していた海外の国際的会計事務所であるプライスウォーターハウス・クーパーズ（ビッグ・フォーの一角である。以下、PwCと呼ぶ）は、中央青山監査法人にいた旧青山監査法人系のパートナーにPwC直営の新たな監査法人を設立する準備を行わせていた。そして中央青山監査法人が業務停止になる1ヵ月前の2006年6月に「あらた監査法人」（以下、あらたと呼ぶ）を設立させた。もともとあらたは海外のPwCのクライアントで、日本に子会社や関連会社があり、監査が必要なケースに対応するリファード・ワークのために設立されたという名目であった。しかし、あらたには中央青山監査法人の中でもメイン・クライアントである国際企業をターゲットにしていた。実際にソニーやトヨタ自動車などがあらたに移っていった。

もちろんこのような分社行動を認めることには、中央青山のパートナーの中にも多くの反対があった。しかし、PwCの強い意向を無視することができない中央青山の幹部会計士たちは、あらたに一部のクライアントと職員・パートナーが中央青山から移管することを認めたのである⁵。これ

⁵ すべての業務をあらた監査法人に移管し、中央青山を形骸化する案も検討されたようだが、さすがにこれは金融庁も黙って見過ごさないだろうということから実行されなかった。

はPwCが中央青山との提携を切ると言い出しかねない勢いに押された面がある。

みすず監査法人への社名変更

業務停止の期間中は本来の監査業務は開店休業状態であるため、中央青山は職員研修を行い、また業務停止期間が終わった2006年9月から監査法人名を変更することを決定した。名称変更はヤオハンジャパン、山一証券、足利銀行、カネボウ等の粉飾決算事件でこれらの問題会社を監査していて、不正を発見できなかったばかりか、カネボウ事件では会計士が関与していて逮捕者までも出したことにより、中央青山の悪名が轟いてしまったことがその1つの理由だろう。2006年当時は中央青山が監査している倒産する危険のある上場会社は中央青山銘柄と呼ばれ、中央青山に監査を依頼していたクライアントは「大丈夫なのか」などと不名誉な言い方をされていた。中央青山の職員から名称を募集し、新しく決まった監査法人の名称は「みすず監査法人」だった⁶。

みすず監査法人（以下、みすずと呼ぶ）と名称を変更し、片山英木理事長体制の下で2006年9月からは新たな船出となるはずだったが、その3ヵ月後の2006年12月にはすでに暴風雨のため難破しそうになっていた。ミサワホーム九州や日興コーディアルグループの粉飾がマスコミにたびたび取り上げられるようになったからである⁷。

ミサワホーム九州は翌期の売上高を前倒し、当期の売上高として処理していた。いまだ当期の売上高になっていない金額を当期の売上高として計上していたのである。分譲住宅の売上げでは、販売されたと見せかけるためにまだ販売されていない住宅内にカーテンを付けてすでに住人がすんでいるように見せかけたり、また住宅の購入者に鍵を渡した段階で売上げ計上したりしていたといわれている。

一方、日興コーディアルグループは他社株転換社債を使った利益水増しをしていた。当時は日興コーディアルグループの不正会計を見逃したことで、金融庁が行政処分に踏み切る可能性も浮上しており、みすず内部にも、今後、監査業務を現状のまま継続することが困難になると考える者も少なからずいた。マスコミが中央青山の法人格を引き継いだみすずの当時の監査に問題があったのではないかと騒ぎ立てたこともみすずの解散の方向に大きく歩を進めた⁸。

2007年1月に日興コーディアルグループに検査に入った証券取引等監視委員会（SESC）は、子会社を使った粉飾決算があったと断定し、同社に5億円の課徴金を課した。これによりみすずの責任が問われることになった。そしてみすずの会計士の流出は歯止めがからなくなった。日興コー

⁶ この他に宙（そら）監査法人という名称も有力であったが、あずさ、あらたというひらがなの監査法人の名称が1つのブームになっており、中央青山はこの流れに沿ってみすずを選択した。

⁷ なにもみすずだけが粉飾事件が起こった訳ではないが、他の監査法人に較べてその粉飾事件の数や粉飾の規模が大きいケースがみすずは圧倒的に多かった。また、粉飾事件を見逃さないでおこうという厳格に監査をする姿勢がみすずになってより強くなり、そのためにさらに多くの不正が発見されるという皮肉な結果になった。

⁸ 種村、前掲書、232頁。

ディアル事件がみすずの致命傷になったといわれる由縁である。

三洋電機粉飾疑惑の発覚

もう何か1つ新たな粉飾事件が起こったら、みすずは存続することが困難なところまできていた。そこにみすずのクライアントである大手家電メーカーである三洋電機が粉飾していた疑惑が新聞紙上に取り上げられたのである。みすずの幹部たちは協議を行い、2007年2月にみすずは同年7月末をもって解散することを決定した。そしてみすずは監査業務の全てを他の大手監査法人に引き継ぐことを表明した。それは新たな船出からたった半年も過ぎていなかった時期である。

この当時、三洋電機は会社を再建するのに躍起になっていた。しかし、これまでのワンマン経営のつけは大きく、なかなか経営状況は良くならなかった。経営再建中の電機大手、三洋電機が、2004年3月期決算(単体)で債務超過状態の子会社などで約1900億円の損失処理を検討しながら、実際には約500億円しか処理せずに済ませていたことが発覚したのである⁹。現行の会計基準では、子会社の将来の業績回復見通しが合理的に説明できる場合に限り、株式評価減の見送りを認めている。三洋電機は実現性に乏しい収益計画を示し、大半の子会社・関連会社の「業績は回復する」と主張し、引当金を積み立てるなどの措置を十分にとらず、みすずの会計士はこの問題ある会計処理を容認していたことが明らかになったのである。

みすず監査法人の解体

みすずにいたパートナーや職員たちは今後の身の振り方をどうするのかを決めなければいけなくなった。2007年2月に日本経済新聞にはみすずの幹部は監査法人トーマツに全面移管することを決めたという記事がでた。だがトーマツの業務の厳しさや社風について行けないと考えたみすずの職員からは反発が出て、その話は沙汰止みとなった。あずさ監査法人も全面移管に手を挙げていたが、そうした方向には進まなかった。これは2006年6月の一時監査人選任の際に、中央青山当時に多くのマネジャーや公認会計士を引き抜いており、またクライアントを獲得しようとした外資系的なアグレッシブな姿勢が反発を呼び敬遠されたことがその理由になっているようである。

そしてみすずの幹部達は当然のことだがそれぞれの職員が自分の意志で決められることにした。あらたに行く者、他の大手監査法人に行く者、中小監査法人に行く者、独立する者、あるいはコンサルティング会社等に就職する者とバラバラの状態だった。監査はもうこりごりだと監査業界から身を引いた者も多くいたといわれている。しかし、地区事務所単位でどうするかを決める場合が多

⁹ 半導体製造の岐阜三洋電子(現・三洋半導体製造)や液晶パネル製造の三洋エル・シー・ディエンジニアリング(2006年2月に清算)など、業績不振の子会社・関連会社7社で計871億円累積欠損金が生じていた。2006年3月期間での間、投資家等に経営実態を正確に開示せずに乏しい収益計画を示して経営実態を隠していた疑いがある。しかし、2004年10月の新潟県中越地震により三洋電機が全額出資の子会社である新潟三洋電子の再建計画が頓挫することになったのは不運であった。

かった。こうした集団で行動した方が吸収する監査法人の意のままにならず一つの結束力を示すことが出来、自分たちがこれまで監査してきたクライアントとともに移管することにより仕事もスムーズに行えるメリットがあったからである。みすずの多くの職員は最終的に新日本監査法人（現在の新日本有限責任監査法人）に移った。

この主たる理由は新日本監査法人の比較的ゆとりのある日本的な社風がみすず監査法人のそれに近かったことが挙げられよう。みすず監査法人の職員・パートナーは彼等が監査業務を行っているクライアントと共に新日本監査法人に移管したことにより、新日本は従来の四大監査法人の中から抜け出し、監査法人の中でビッグ・ワンの位置を占めるようになったのである。

ただし、新日本製鐵、セブン&アイ・ホールディングスは、みすずが中央青山当時に業務停止処分を受けた際に、一時監査人としてあずさ監査法人を選択したことから、あずさに移った。あずさにとってメイン・クライアントの獲得になった。しかし、新日本製鐵の監査チームはあずさに行きたくないという会計士が数多く出たといわれている。この理由はあずさの新日本製鐵の監査チームのマネジャーが熱血漢のためか、彼の部下を怒鳴りつける光景を前年度の共同監査している時に目の当たりにして、彼らの監査チームと一緒になれば自分たちも同様な目に遭うことを恐れたためである。

図表1をみると、トーマツには大阪、福岡の地区事務所（そのほか東京の一部）が移っており多くの人員が移管したようにみえるが、東京事務所の公認会計士等の職員の数は圧倒的に多く、また東京に本社を置くクライアントの数がダントツに多いため、新日本監査法人に監査業界に残った大半のみすずの職員・パートナーが移管したことになる。ところであずさに移ったのは名古屋事務所であった。あずさにみすずの名古屋事務所が移った理由は、名古屋事務所は中部ガスや中部電力などを監査しており、あずさの名古屋事務所よりも人員やクライアントなどの事務所の規模が大きかったことからある程度の発言力を保ち続けられると考えたことによる。実際にあずさへ移管後、みすずの名古屋事務所長はあずさの名古屋事務所長に横すべりした。こうして2007年3月末時点に在籍していたみすずの約2,400人の公認会計士ら職員のうち、1,060人が新日本に、400人がトーマツに、280人があずさに、あらたと太陽ASGに各60人が移る見込みであるとみすずは公表した¹⁰。

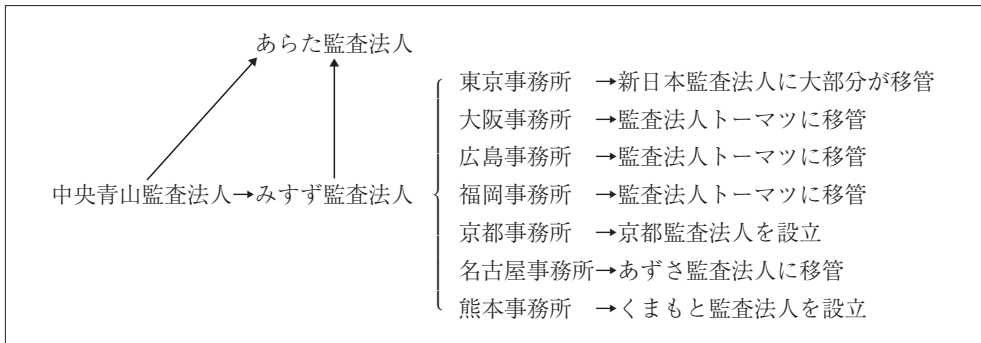
また、京都事務所は任天堂、京セラ、KDDI、日本電産などの超一流会社をクライアントに持っていることから、あらたや他の監査法人とは一緒にならず京都監査法人を設立した。種村の『監査難民』には、京セラの稲盛和夫名誉会長の意向で京都監査法人が設立されたことが書かれている¹¹。それまで京都事務所の幹部たちはあらたに行くつもりであった。このようにメイン・クライアントは監査法人の方向性にも口出しを行ない、影響を与えているのである。稲盛名誉会長は「みすずの自主独立」を強く希望したとされているが¹²、PwC流の厳しい監査を日本での監査でして欲しくな

¹⁰ 日本経済新聞2007年5月8日。

¹¹ 種村 [2007] 254頁。

¹² 種村、前掲書、254頁

図表 1 中央青山監査法人解体後に分散された組織の行方



いと意向があったように考えられる。京都監査法人は人員200名（2007年7月時点）を擁し、PwCと提携している。このほかに熊本事務所がくまもと監査法人を設立している。

みすずの崩壊をみていると、危機に際して我先にと行動する人間の姿が表れている。みすずの職員やパートナーの大きな反発をもたらしたPwCによるあらたを設立した戦略は正しかったのかについて検討されるべきだろう。あらたを設立したことで、みすずの解体スピードが加速し、その後、名古屋事務所があずさに行くことと決めたことが増々解体の加速度をつけたといえるだろう。

みすずの苦境の時に塩を送る上杉謙信のような監査法人はなかったのである。つまり「対岸の火事」として見ており、みすずのクライアントを虎視眈々と狙っていたといわれてもしかたがないだろう。この時に比較的紳士的だったといわれているのが新日本である。これはその当時、日本公認会計士協会会長（藤沼亜起）を新日本から出していたことから、公認会計士業界全体を考えて、紳士的な対応をするように指令が出されていたともいわれている。

みすずは日本企業の置かれた「いま」の厳しい経済状況を完全に読み間違えたのである。不況の時でもある程度の短い期間であれば、すぐに本来の正しい会計処理を行ない損失処理をしなくても、経済状況が改善されれば正しい会計処理を行える時期が来ると考えていた。しかし、バブル崩壊後の長期の不況時には、そうした誤った会計処理の放置は増々損失をふくらませることになってしまったのである。

第二章 監査法人の日本的監査風土の変遷 —監査法人の「いま」—

ゆとりのない監査法人

監査法人は大きく変わってきている。まず以前のようなゆとりがなくなってきた。なぜなら日本が米国と同じようにいつ訴えられるかがわからない状況、つまり訴訟社会になってきたからである。訴える相手（原告）もクライアントの場合もあるし、投資家の場合もある。こうした状況下では事業の継続が危ないといわれるようなクライアントは他の監査法人や個人の公認会計士に引き受け

てもらうことになる。危ない会社のためにそのクライアントを監査する監査法人自体が倒産してはたまらないからである。実際に海外では会計事務所を訴える方が倒産した会社やその役員を訴えるよりも資金力を持っているので賢明であると考えられている。いわゆるディープ・ポケット（deep pocket）として会計事務所はみられているのである¹³。こうしたことからどの監査法人の監査も受けられない「監査難民」である企業が生じることになると一部マスコミに騒がれた。

変わる監査風土

監査法人の監査風土ともいえる監査法人の社風は以前と比べてどのように変わってきたのだろうか。ここで監査風土の定義をしておこう。監査風土とは、「人々や組織あるいは国民、国家がおかれた経済・経営環境の中から長年にわたり醸成されてきた監査に対する思考習慣や思考様式」をいう¹⁴。バブル崩壊以前の監査法人の一般的な社風は訴訟もほとんどなくのんびりとしたものであった。定時（通常、午前9時半）に監査が始まり、定時（通常、午後5時半）に監査が終わることが多かった。大手の監査法人であれば、多くの上場企業（大手の監査法人で80%以上をシェア）をクライアントにしており、また監査法人間の顧客獲得競争も盛んではなかったことから、監査法人に勤務する公認会計士の中には、監査法人に勤務している10年以上もの間、ずっと同一クライアントの監査に従事しているケースは珍しい例とはいえなかった。このためクライアントの業務内容を熟知した会計士が非常に多かった。これは熟練の会計士が監査に行くので基本的な質問はしないため、クライアントの従業員が無駄な時間を取られないというメリットがあるが、企業と会計士との間に癒着関係が生じる可能性が大きくなるというデメリットな面もある。

現在、監査法人における監査人の仕事は定時に終わることはない。毎日、遅くまで働いているのが当然のようになってきている。これは監査人の仕事量が飛躍的に増加したためである。リスク・アプローチ監査はリスクのある項目に重点をおいて監査することになる。リスク・アプローチ監査はこれまでのような全ての勘定科目の監査ではないので、一見すると早く監査が終わるように思われる。ところが、実際は逆に監査時間を多く要する結果になってしまっている。

この理由は企業にはどこにどのようなリスクがあるかを把握することが非常に困難な点に求められる。監査人は監査実施前にビジネス・リスクを検討し、監査計画を立案しなければならない¹⁵。このためクライアントの監査に行った後に事務所に帰ってきて、次に監査で訪問するクライアントのために残業をしてリスクの特定、監査計画の立案を準備する必要がある。しかし、監査計画の段階ですべてのリスクを特定することはできず、実際には監査に行ってから新しいリスクが発見され

¹³ Wallace [1986] 邦訳、36頁。ウォーレスは、「監査人は、破産あるいは財産破綻をきたしている会社に比べて「十分な資金」(支払能力)をもっている」と述べている。

¹⁴ 柴田 [2007] 68頁。

¹⁵ 浜田 [2008] 155～156頁。監査基準では、監査リスクとされているが、監査リスクを補足するために、まずビジネス・リスクの分析から入る方法がとられるようになってきている。

ることがある。この場合には、さらに監査手続きが増加することになる。つまり予定した以上の監査資源（監査人員や監査時間など）を投入する必要が生じるのである。

これに新しく導入された内部統制監査や四半期レビューを行わなければならないので仕事があふれている状態（炎上状態）なのである。このほかに監査風土がどのように変わったかを列挙したのが図表2である。

図表2 日本の監査法人の監査風土の「いま」

従来の日本の監査法人の監査風土

- ・営業を軽視（財閥や金融機関ごとに監査法人が決まっており、あまりクライアントの変動がなかった）していた。その後、営業を重視する姿勢に変わる。営業は監査業務にこだわらなかった。
- ・発言力のある代表社員の下での部門制（相撲部屋に酷似している）だった。→**監査法人内の徒弟制度的な色彩**
- ・監査人は会社一般に精通するジェネラリストでよかった。→**漢方医的な監査手法**（全体として問題があるかをみているが、特定のリスクに精通していないため見過ごす恐れがある）
- ・コンサルティングの重視（監査よりコンサルティング業務の方が収益力がよい）していた。→**企業と監査法人の支配従属関係**（コンサルティング業務で指導したことは判断しにくい）
- ・親会社と子会社の監査法人は統一されていなかった。
- ・ある程度一定数の会計士補（公認会計士第二次試験合格者）数十人規模で毎年、採用していた。
- ・被監査会社の監査に関与していないパートナーによる形式的な審査をしていた。
- ・監査計画よりも往査に行き行う監査業務に多くの時間をかけていた。
- ・メインバンクがしっかりしていれば、多少危ない会社でも監査を行っていた。ただし、この場合の監査報酬は高額だった。
- ・監査人は鉛筆書きで監査調書にまとめていた。マネジャーが監査調書を詳細にレビューすることは少なかった。
- ・日本公認会計士協会から品質管理レビューが入ることはなかった。監査法人は外部からのチェックを受けることは基本的になかった（一部、ピア・レビュー等で他の監査法人とお互いの監査調書のチェックをすることが自主的に行われていた）。
- ・クライアントから昼食の提供や監査の打ち上げや出張の際に接待を受けていた。→**企業と監査法人の支配従属関係**（接待を受けると、いうべきこともいいにくくなる）
- ・監査の中に指導的側面が強かった。→**漢方医的な監査手法**
- ・監査実施前の決算相談で関与社員とマネジャーは会社側から当期の問題点についての説明を受けていた。なかには事前相談で問題のある会計処理に関して関与社員の下承を取り付けるケースもあった。
- ・それほど公認会計士が高度な判断をするケースは少なかった。
- ・高度な判断を要するケースが少なく、また訴訟もあまりなかったので、中小監査法人でも十分に監査業務に対応することができた。

↓
転機：エンロン事件、ワールドコム事件、カネボウ事件などの粉飾事件の発生とその対策の法律（SOX法がもとになって作成された、J-SOX法が金融商品取引法、改正公認会計士法及び新会社法の中に組み込まれた）の導入

「いま」の日本の監査法人の監査風土

- ・営業重視の姿勢が強い。ただし、本来業務である監査業務に力を入れる。

- ・産業別の部門制（それぞれの部門の専門性が問われる）を実施している。→**監査法人内の徒弟制度的な色彩の崩壊**
- ・監査人は監査している業種の専門知識や特殊な会計処理を熟知することが求められている。特に金融関係やIT関係ではこの傾向が強い。
- ・コンサルティングは基本的に行わない（改正公認会計士法で監査とコンサルティング業務の同時提供が禁止されたため）。コンサルティング業務がいままでのようにできないことから本業である監査業務を重視する立場に戻った。→**企業と監査法人との対等な関係**（本業である監査業務をしっかりと行わないと、監査法人自体が当局より処罰を受ける）
- ・親会社と子会社の監査法人の統一化が図られている。会計ビッグバンにより主たる財務諸表に連結会計が導入され、企業側が監査法人の統一化を推進した。
- ・毎年、大量の公認会計士試験合格者（各大手監査法人とも数百人の採用）の採用を行っている。
- ・コンカリング・パートナー制度の採用（当該被監査会社を監査していないレビュー・パートナーによる事前審査）している。
- ・特に問題のある企業（継続企業の前提に疑義がある会社）や繰延税金資産の計上に問題がある会社等には常設の審査機関で対応する。
- ・監査計画に時間をかけ、ビジネス・リスク・アプローチがうまく機能するようにする。→**外科医的な監査手法**
- ・継続企業の前提に疑義がある会社の監査はできるだけ自分の監査法人では行わないで回避する。
- ・監査法人から貸与されたパソコンに監査調書をまとめていく。また、監査時に監査人は監査調書に関する情報を共有して閲覧することができる。
- ・日本公認会計士協会から品質管理レビューが入る。外部から監査法人をチェックする体制（監査の監査）が出来上がってきた。
- ・金融庁の機関である公認会計士・監査審査会から立ち入り検査される。これも「監査の監査」の一環である。
- ・昼食の提供や接待を受けなくなった。監査の打ち上げなどを行う場合には、監査法人からクライアントの経理部社員等に行うようになった。→**企業と監査法人との対等な関係**
- ・厳格に監査を行わないと、後で問題化する可能性があるため指導的監査よりも批判的側面の監査を重視するようになった。→**外科医的な監査手法**
- ・会計基準が専門化し、難しくなっており、公認会計士の高度な判断を必要とするケースが増加してきている。
- ・品質管理や主任会計士（監査責任者）のローテーション制度が導入され、監査責任者が少ない中小の監査法人では監査業務を継続できない状況になってきている。

これをみると、従来の日本の監査法人の監査風土の特色の中核概念は、次の三点が挙げられる。

- (1) 企業と監査法人の支配従属関係
- (2) 監査法人内の徒弟制度的な色彩
- (3) 漢方医的な監査手法

- (1) 企業と監査法人の支配従属関係とは、クライアントである被監査会社の方が監査法人よりも立場が強いことを意味している。被監査会社は監査人を選任することができることと監査法人に監査報酬を支払うことにより、ある意味で監査人の生殺与奪の権限を持っているといえよう。

(2) 次に監査法人内の徒弟制度的な色彩とは、監査法人にはもともと個人事務所が参集してできた経緯があり、部門制度といっても個人事務所的な色彩を持っていることが少なくない。これを相撲部屋にたとえる人もいる。個人事務所的な色彩があると、部門長は親方であり、部門間の移動がない場合にはその所属する会計士は弟子のような存在になる。そして兄弟子、弟弟子の中に囲まれて監査業務を長年続けることになる。また、監査法人を村社会にたとえる人もいる。大先生がトップに君臨する小所帯が1つの村(部門)を形成し、その村の集合体が監査法人になっていると考えるのである¹⁶。

(3) 漢方医的な監査手法とは、西洋医学でいえば内科医的な手法を使うということである。つまり、問題のある箇所があっても患部を除去するなどの抜本的な外科的な治療はせずに薬で徐々に直していく指導的な監査のことである。

そして、「いま」の日本の監査法人の監査風土は、従来のそれを克服したものになっている。つまりアングロ・サクソン型の監査風土になってきている。

アングロ・サクソン型の監査の特色の中核概念は、次の三点が挙げられる。

- (1) 企業と監査法人との対等な関係
- (2) 監査法人内の透明性ある評価システムの存在
- (3) 外科医的な監査手法

(1) 企業と監査法人との対等な関係とは、被監査会社の意向に左右されずに監査法人自身が独立の立場で判断することができることを意味している。本来はこうしたことは当然のことであるが、日本ではこれまでなかなかできなかった。しかし、最近の監査厳罰化の流れからこれまでのしがらみを捨てて監査法人の意向を堂々と示すことが可能になってきた。

(2) 次に監査法人内の透明性ある評価システムの存在とは、部門という枠によって人事評価を行うのではなく、もっと広く監査法人全体として人事交流を図り、監査を行った業務ごとに人事評価され、またその評価の結果が監査人個人にも説明されることをいう。従来は部門という枠に邪魔をされ、その中で低い人事評価を受けると、部門の恥ということで他の部門にも移れずに飼い殺しのような状態になることがあった。

(3) 外科医的な監査手法とは、問題がある会計処理に関しては厳しく被監査会社を追求し、その会計処理を修正させるか、または会社が修正しない場合には不適正意見や意見不表明も辞さない批判的監査のことをいう。

アングロ・サクソン型の監査風土の特色のうち、二番目の監査法人内の透明性ある評価システム

¹⁶ 田中 [2006] 186頁。

の存在はいまだ日本では十分とはいえないが、その他の点はほぼ達成されているといえよう。これは日本的な監査風土は表面上、陰を潜めてきたことを意味している。

「あうんの呼吸」での監査の終焉

毎年、企業が決算を行うように、監査法人に勤務する公認会計士は毎年、同じクライアントの決算の監査し続けていたのである。そのため企業の状況を十分に把握している公認会計士も多かった。クライアントの社員とは馴染みとして仲良くなり、まさに「あうんの呼吸」で監査していたといえる。クライアントである企業から見れば、公認会計士は従業員のような家族ではないが、それに近い居候のような感覚だったと思われる。つまり何でも相談できる人という位置づけだった。

このような感覚が徐々に失われていったのは、1991年のバブル崩壊が大きく陰を落としている。企業に余裕がなくなってきたのである。バブル崩壊以後、多くの企業はリストラの嵐に見まわれ、少しでも決算が良いようにみせなければ、銀行が融資をしてくれなくなり、企業が存続することができなくなってきたからである。ヤオハンジャパン、北海道拓殖銀行、山一証券等の倒産はそうした事態から生じた象徴的な事件である。このような大きな企業の倒産が起こったことから、これまで監査法人は何を監査していたのかという社会の批判を浴びることになり、投資家等から監査法人に対する訴訟が多く発生するようになった。

日本の監査はその多くをアメリカの監査手法から大きな影響を受けているが、アメリカで導入されたリスク・アプローチが日本の監査法人にも導入された。監査法人は訴訟に耐えるために、リスクのある箇所を中心に監査するようになってきたのである。クライアントにとっては一番見せたくないところから監査する手法であり、これまでのように全般的に監査する手法と違って戸惑いがクライアントにも監査人にもあったと思われる。

朝日新和会計社からあずさ監査法人の変貌

個々の大手監査法人も大きく変化した。最も大きく変化したのはあずさ監査法人だろう。朝日新和会計社（朝日監査法人の前身）は日本的な社風の監査法人であったが、1993年に井上斉藤英和監査法人（アーサー・アンダーセン¹⁷（以下、AAと呼ぶ）の日本支部）と合併し、朝日監査法人になってから大きく外資系の色彩を帯びた監査法人になった。AAがワン・ファーム・コンセプトを提唱する会計事務所であり、各国の独自の戦略や経営を許さなかったためである。したがって、その当時の朝日監査法人は常にクライアントの獲得をパートナーや職員に強いていた。クライアントを獲得し続けることが朝日監査法人に勤務する者の必要条件だったからである。

¹⁷ 大島・矢島 [2002] 136～138頁。アンダーセンは、世界五大会計事務所「ビッグ・ファイブ」の一角を担う巨大企業で、全世界84カ国に85,000人のスタッフを抱えていた。2001年の年商93億ドル、およそ1兆1000億円を誇っており、2500社の公開企業を顧客にもっていた。エンロンがアンダーセンに支払っていた報酬は監査に対するものが2500万ドル、そしてコンサルティング料が2700万ドルで、総額年間5200万ドルにもものぼっていた。

提携先のAAが2001年に起こったエンロン事件により2002年に解体してしまい、朝日監査法人は国際的会計事務所の提携先を早急に探さなければならない状況になった。国際的な対応ができないのでは、監査法人としての資質を失いかねない状況に陥ることとなる。そこで朝日監査法人が目をつけたのが、KPMG ピート・マーウィックである。KPMGはその当時は新日本監査法人と提携していた。しかし、新日本監査法人はアーンスト・アンド・ヤング（以下、E&Yと呼ぶ）とも提携関係にあり、提携先が2つの国際的会計事務所であるといういびつな関係にあった。あずさはKPMGと新日本との間に提携関係があることを知りながら、2003年3月にKPMGとの提携の仮調印を行い、同年4月にKPMGのメンバーファームに正式加入した。

これに呼応するように、新日本監査法人の中の旧センチュリー監査法人グループ（ただし、全部があずさ監査法人に移ったわけではなく、日立を監査するグループなどはそのまま新日本に残った。KPMGグループともいえる）は2003年2月に新日本監査法人から脱退し、松下電産やホンダを監査しているグループがあずさ監査法人を設立した。これは朝日監査法人と合併するための布石だった。こうしてあずさ監査法人と朝日監査法人とは2004年1月に合併し、あずさ監査法人（実際には存続法人は朝日監査法人であったが、消滅法人の名称であるあずさ監査法人にした）になった。こうして労せずして、朝日監査法人は新日本のメイン・クライアントの獲得とKPMGとの提携を勝ち取ったのである。新日本にとっては被害甚大であった。

日経ビジネスでは、みすず監査法人（以下、みすず）の解体にはあずさによる大量の公認会計士の引き抜きがあったことを伝えている¹⁸。海外でもビッグ・フォー（海外の国際的会計事務所）同士が仁義なき勢力争いを続けているが、日本でもこうした弱肉強食の世界が出現したことは大きな監査風土の変化とみななければならない。従来、監査法人は表面上では「なかよし集団」だったからこの変化は驚きでさえある。そしてKPMGと提携するようになって以後も、AAほどは締め付けが厳しくないもののあずさは外資系的な色彩が強い事務所である。

日本の監査風土を守る新日本監査法人に漁夫の利

みすずは2007年7月をもって自主的に監査業務からの撤退を宣言、監査業務に従事しているみすずの会計士を他の大手監査法人へ地区事務所別に移管する方向を打ち出した¹⁹。そのためみすずの解体により職員やパートナーはどこに行くのかの判断に迫られた。みすずの最も大きい地区事務所である東京事務所の多くの職員は最終的に新日本監査法人に移った。みすずの職員・パートナーは彼等が監査業務を行っているクライアントと共に新日本監査法人に移管したことにより、新日本は従来の四大監査法人の中から抜け出し、監査法人の中でビッグ・ワンの位置を占めるようになったのは第一章のみすず監査法人の解体で述べた通りである。

みすずの移管にはどれだけの影響があったかを試算してみよう。2004年度のみすずの年間売上高

¹⁸ NB online 時流超流 2007年3月14日。

¹⁹ みすず監査法人片山英木理事長による記者会見プレス（2007年2月20日）。

は477億円であったから、従業員数を2000人で割ると、単純計算で1人当たり約2400万円になる。このうち、1000人が新日本に入ったのであるから、240億円の売上高がみすずからの移管で得られた計算である。

この移管により新日本は売上高が約1.5倍になった。まさにビッグ・ワンの名にふさわしい売上高であり、他の監査法人を凌駕している。

トーマツは400人を引き受けたので、約100億円の売上げ増になり、あずさは280人しか受け入れられなかったので約67億円の売上げ増にしかすぎない。あずさがKPMGと提携し、新日本から持って行った売上高にあまりあるだけの売上げ増を得たことになる。新日本は日本の監査風土を保持し続けたことが結果的に大きなプラスに働いた。ただこれは日本の監査風土を保持し続けることが良いということではない。たまたま今回のケースではプラスに作用したということに過ぎない。他の大手監査法人もそれなりに売上高は大きく変化したが、みすずのクライアントや職員を引き抜いたあずさはそれほどの利益は得られなかったことになる。

各監査法人の社風をまとめると、図表3のようになる。

図表3 各監査法人の社風

従来の四大監査法人 (2002年11月)	
中央青山監査法人 (提携先: PwC)	: 日本的な監査法人、まさに相撲部屋組織のような部屋制度。
新日本監査法人 (提携先: E&Y, KPMG)	: 日本的な監査法人であるが、外資系とも融和。
監査法人トーマツ (提携先: D&T)	: 外資系と日本系がうまく融和 (D&Tの日本支部に近い役割)。
朝日監査法人 (提携先: AA)	: 外資系事務所的な色彩 (AAの日本支部に近い役割)。
(注 PwC: プライスウォーターハウス・コーパース, E&Y: アーンスト・アンド・ヤング, KPMG: KPMG ビート・マーウィック, D&T: デロイト・アンド・トウシュ, AA: アーサー・アンダーセン)	
↓	① 新日本はE&Y、KPMGとの提携 (競合する国際的会計事務所2社との提携) というびつな関係の解消 (2003年2月)。KPMGグループはあずさ監査法人を設立した。あずさは朝日監査法人と合併し、規模が大きかった朝日があずさに社名を変更し、存続会社となった (2004年1月)。
	② エンロン事件によりAAが解体した (2002年7月)。
	③ PwCがあらた監査法人という直轄の会計事務所を設立した (2006年6月)。
現在 (2008年4月) の三大監査法人+0.5*	
新日本監査法人 (提携先: E&Y)	: 日本的な監査法人であるが、外資系とも融和。公会計に強い。日本最大の監査法人。
監査法人トーマツ (提携先: D&T)	: 外資系と日本系がうまく融和しているが、外資系的な色彩が強い (D&Tの日本支部に近い役割)。独自の営業努力によって新日本に肉迫してきている。
あずさ監査法人 (提携先: KPMG)	: 外資系事務所的な色彩 (KPMGの日本支部に近い役割)。
あらた監査法人 (提携先: PwC)	: 外資系事務所 (PwCの日本支部)。
(注*0.5とは、他の大手監査法人よりも規模、人員の面で小さいあらた監査法人を指す。三大監査法人+1という向きもある)	

この図表3を見ると、最近では外資系の色彩が日本の監査法人の中で強くなっていることがわかる。また、大手監査法人はみすずの解体により、益々三大監査法人による寡占体制が強まっている²⁰。

ジャンク監査法人の存在

週刊東洋経済に監査業界を揺るがすような記事が出た²¹。「不良企業の守護神かのように振る舞う“ジャンク監査法人”の存在も問題だ。反社会勢力の浸食を許してはならない」としている。ジャンクとは投資不適格の債券である劣後債は、英語でジャンク・ボンドというがこれをもじってこう呼んでいる。つまり、ジャンク監査法人とは、被監査会社の財務諸表に問題があるうと、お金さえもらえば適正意見を表明する問題ある監査法人のことである。ライブドア事件に関与していた港陽監査法人（前身は監査法人神奈川監査事務所）はジャンク監査法人の1つといえよう。

問題のある企業は大手監査法人からは閉め出され、監査難民になるが、こういった問題企業を助ける監査法人が存在するということである。「水は高いところから低いところに流れるのと同じ」という言葉は、監査人の交代の際に良く聞かれる²²。ジャンク監査法人はクライアントの要望通りの監査意見を表明する。こうした監査法人は中小監査法人にある程度数が存在している。また、監査法人ではなく、個人の会計士でこうした仕事を行っているものもある。ジャンク公認会計士といえよかろうか。

従来は問題企業に無限定適正の監査意見を出していてもそれほど大きな問題になることは少なかったが、現在の監査の厳格化の流れによりそうした状況を許さない方向に向かっている。最近では監査法人が問題を起こすと、その監査法人は業務停止になったり、公認会計士が起訴や逮捕されたりするケースが目立っている。監査法人は業務停止になったり、公認会計士が逮捕されたりすることを最も恐れている。なぜなら社会的な信用に大きな傷が付き、今後の監査法人の経営が覚束なくなるからである。といっても向こう傷を恐れない監査法人や公認会計士も少数ではあるが存在し続けていることは確かである。かれらはリスクの見返りとして高額の監査報酬を受け取っている。まさにジャンク監査法人は監査厳格化の流れに咲いたあだ花といえよう。

第三章 監査風土の今後

新日本監査法人は世界統合されるか

みすずの崩壊で現在の大手監査法人はますます外資系的な色彩を多く浴びてきている。新日本は比較的に日本的な色彩が強い監査法人であった。しかし、最近のニュースでは提携先のE&Yは欧州、中東、インド及びアフリカにおける87ヵ国の事務所を1つの事務所に統合する方向を打ち出し

²⁰ 郷原信郎「今を読み解く一揺れる監査法人・会計士」『日本経済新聞社』2008年7月20日付。

²¹ 2005年2月26日号「こんな株式市場で良いのか!」。

²² 高橋 [2006] 266頁。

ており、また極東の700名以上のパートナーが15ヵ国と地域に亘る同様の統合を指示しているとの記事²³が出ていた。ここでいう極東には、日本は入っていないようだが、こうした方向に進んでいることから新日本は独立した事務所としての運営を今後も続けることができるかの正念場に立たされているといえよう。今後は、他の日本の大手監査法人与同様に外資系的になっていくことが予想され、日本の大手監査法人の中でひとり例外ではなくなろうとしている。

監査業務の大幅な増加と危険企業の監査の回避

2008年度(2009年3月期)からは内部統制監査制度や四半期レビューが始まった。これにより従来 of 会計監査に較べて、1.8倍に監査業務が増加すると日本公認会計士協会では見込んでいる。だが実際にはもっと増加するともいわれている。これに対処するためには、監査法人は監査人の人数を大幅に増加させなければならない状況である。

また、今後は日本においてもこれまで以上に訴訟社会になることが予想され、監査法人が投資家等の企業の利害関係者から訴えられることが多くなると考えられる。これに対処するため、監査法人は継続企業の前提に問題があり、倒産の危険性のある会社の監査は極力行わないことになるだろう。すでに大手監査法人はこうした監査先を切り捨て始めている。ここに監査難民が生じる下地がある。

監査の厳格化の推進

従来、監査人は監査でクライアントに対して厳しい側面と甘い側面を使い分けていた。しかし、粉飾企業の横行で監査が厳しく行われるようになってきた。そのため大手監査法人は倒産する恐れのある危険な企業は監査人を降りて訴訟を回避したり、意見不表明や不適正意見という厳しい監査意見を出すようになった。あるいは、継続企業の前提に関する追記情報を監査報告書の文面に記載するようになった。米国のように今後、日本も訴訟社会に突入していくと考えられることから、現在の監査の厳格化はますます推進されていくことになると考えられる。

図表2で述べたように監査法人や公認会計士の監査には日本公認会計士協会から品質管理レビューが入る。外部から監査法人をチェックする体制(監査の監査)が出来上がってきた。また、監査法人は金融庁の指揮下にある公認会計士・監査審査会から立ち入り検査される。これも「監査の監査」の一環である。このように監査法人は監査した内容をチェックされるようになったことから監査の厳格化が大きく前進した。

まだまだ日本的な監査法人の体質

日本の監査法人が外資系的に厳しくなったといっても、海外の国際的会計事務所(通常、ピッ

²³ E&Yのプレリリース。

グ・フォーと呼ぶ)と較べると、まだまだ甘いといわざるを得ない。なぜなら日本の監査法人には職員やパートナーのリストラがなく、かつ男社会である。海外では公認会計士は定期的に監査プロジェクトごとにそのプロジェクトの担当マネージャーからの人事評価を受け、人事評価が低い公認会計士はリストラの対象になる。これは毎年、多量の新しい優秀な職員を採用するためである。特に米国ではこうした傾向が強い。

また、米国では女性の監査業界への進出はめざましく、約半分は女性が占めている。ところが、日本では女性公認会計士は増加傾向にあるものの、全体として2割にも満たない状況である。さらにパートナーに至ってはほとんどが男性であり、女性がパートナーになっているケースは数えるほどしかない。

さらに日本では日本経団連の意向が強く、監査報酬をなかなか上げられない状況にある。欧米の数分の一か数十分の一の報酬である。これでは監査法人の体制を人材や設備等の面において十分な形で充実させることは難しい。つまり、経団連は日本の監査法人が国際的会計事務所との連携に頼らず、独自で拡大、成長していく道をふさいでいるともいえるのである。

国際的会計事務所の日本支部化へ

世界にはビッグ・フォー (PwC、KPMG、E&Y、D&T) という4つの巨大国際的会計事務所が世界の監査業界を支配している。日本の監査法人はこれらのビッグ・フォーと提携し、最新の監査手法を導入してきた。これまでも日本では日本名になっていたが、国際的会計事務所の日本支部が存在した²⁴。

また、日本側の独自の経営を認めるネットワーク的な提携を認める国際的会計事務所もあった²⁵。こうした提携を認めていたE&Yにも各国事務所の統合化の動きが生じており、PwCの日本支部であるあらた監査法人が誕生したことから、日本の監査法人の名称は残っているもののビッグ・フォーの日本支部的な色彩が強くなってきていることは明らかである。

あずさもKPMGと密接な関係となっており、実質的にはKPMGの日本支部といえよう。また、監査法人トーマツはもともとインターナショナルでは、デロイト・トウシュ・トーマツと名乗っており、外資系の色彩が強く、D&Tの日本支部といえよう。

したがって、日本で一番大きな監査法人である新日本が今後、他国の会計事務所と統合化されるかどうかにより、国際的会計事務所の日本支部化が完成するかどうかが決まろう。

²⁴ 青山監査法人や英和監査法人(井上齊藤監査法人と合併する前)は、それぞれPWとAAの直営の監査法人だった。

²⁵ E&YとKPMGは、それぞれ新日本監査法人と提携していた。もともとは新日本監査法人になる前の太田昭和監査法人がE&Yと提携し、センチュリー監査法人がKPMGと提携していた。

ビッグ・フォーの支部化のメリットとデメリット

日本の監査法人がビッグ・フォーの支部化になるメリットは、ビッグ・フォーが膨大な時間をかけて開発された監査手法を利用できる点にある。また、海外に日本の監査法人の駐在員を置くにあたっては、ビッグ・フォーの事務所に駐在すればよく、自らが事務所を構えることに比べると管理費用が大幅に削減できる。

さらに企業の利害関係者からの訴訟が大きな問題になるが、ビッグ・フォーは十分な監査保険を掛けており、訴訟リスクに耐えることが可能になる。

では支部化のデメリットは何かといえば、ビッグ・フォーにロイヤリティを支払わなければならない点である。売上高に対して何%と定められている。この負担は決して安いものではないが、IT化された監査手法の開発や監査マニュアルの入手ができるために必要な経費と日本の監査法人は考えている。

また、ビッグ・フォーは日本の監査法人の経営に口を出すことがしばしばある。特にうまく経営が行われている場合には問題はないが、そうでない場合には日本の監査法人の幹部会計士にとっては針のむしろである。この他にもビッグ・フォーから監査の品質管理水準が保たれているかに関して毎年ないしは数年おきにチェックにやってくる。これに対応するために、ある程度の監査調書はわざわざ英文化しておく必要があり、手間が大変である。

日本の監査法人が監査の失敗を犯した場合には、提携を打ち切られたり、ビッグ・フォーからの管理がより厳しくなる可能性が高い。この点も日本の監査法人にとって大きな不安材料である。

監査法人、有限責任に移行の方向

監査法人最大手の新日本監査法人は、法人に出資する社員が無限連帯責任を負う組織形態を改め、有限責任に移行する方針を固めた。これは監査をめぐる損害賠償リスクが高まっていることに備える監査法人の防衛策である。

すでに海外の大手会計事務所であるビッグ・フォーでは有限責任が一般的である。しかし、国内で有限責任制が導入されるのは初めてのケースといえる。この監査法人の有限責任制は2008年4月施行の改正公認会計士法で初めて認められた新しい制度である。新日本は2008年5月28日の臨時社員総会に諮り、約700人の社員全員の賛成を得た上で、金融庁に申請し、その後金融庁から承認を受け、2008年7月1日より新日本有限責任監査法人となった。他の大手監査法人であるあずさ、トーマツ、あらたも有限責任制への移行を検討している。

監査法人の有限責任制は社員がすべて有限責任になるわけではなく、自分で関与した被監査会社の監査については従来どおり無限責任を負う。これまで監査法人は無限連帯責任の組織に限られたが、自分が直接関与していない会社に関してまで社員が連帯責任を負うのは実態に合わないためにこうした有限責任制が導入されることになったのである。

監査法人が有限責任制を採用した場合には、保証金の積み立て、計算書類の開示すること及び他

の監査法人から会計監査を受けることなどが必要になる。

中小監査法人の監査業務は縮小方向か合併による存続か

従来、中小監査法人でも監査業務が行なわれていた。もちろん、今現在も行われているが、日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けたり、社内審査の充実を図ったり、社内研修を行うことが十分にできるところは少ないのが現状である。中堅監査法人としては、東陽、太陽ASG、京都、三優、仰星などの監査法人がある。

さらにローテーション制度により、主任会計士である業務執行社員は監査責任者として特定のクライアントとの長期間の監査を行なうことができなくなった。したがって、中小監査法人は大手監査法人に吸収されるか、中小監査法人同士が合併し、より大きくなるしか生きる道はなくなっている。

2006年1月に太陽監査法人とASG監査法人は合併し、太陽ASG監査法人になった。また、2006年10月には東京北斗監査法人と監査法人芹沢会計事務所が合併し、仰星監査法人になった。太陽ASGは外資系事務所のグラント・ソントン インターナショナルと、また仰星はネクシアと提携している²⁶。あずさは中央青山のクライアントとして問題を起こした三洋電機を現在のクライアントとして監査しているが、太陽ASGは同社の問題のある会計処理の調査業務などを行った。

実際、2006年のライブドア事件で監査していた港陽監査法人は事件後、解体した。中小監査法人が問題を起こすとクライアントは不安になり、逃げ出すために、監査法人の経営を維持し続けることが難しい。これまでも運送会社フットワークエクスプレス、阪神電鉄、阪神百貨店などを監査していた瑞穂監査法人が、2002年5月にフットワークエクスプレス事件の不正会計に加担していたとして金融庁から1年の業務停止処分にあい、所属会計士が逮捕され、解散に追い込まれたことがあった。

このように中小監査法人は問題を起こすと、存続することが非常に困難な状況に直面している。

まとめとして

日本の監査法人は図表4のように批判性と専門性を重視する方向に進んでいる。このような方向性になったのは、米国において2001年から2002年に起こったエンロン事件やワールドコム事件など一連の会計不正に対する施策として2002年7月に成立したSOX法(サーベンス・オクスリー法)の影響が大きい。また、その後、日本で発生したカネボウ事件や西武鉄道事件がJ-SOX法導入に拍車をかけた。

日本でも米国のSOX法に対応するJ-SOX法が金融商品取引法、新会社法及び改正公認会計士法の

²⁶ 柴田 [2006] 27頁。

中に導入された。ここから厳格監査の流れが始まったといえる²⁷。監査法人はこれまでコンサルティングによる収入増を懸命に行っており、本業の監査がおろそかになってしまっていた。しかし、監査で不正を見逃すと、社会的な信用が失墜し、監査法人の経営自体が危機に陥ってしまうことを日本の監査法人は学んだのである。こうして現在では日本の監査法人は批判的な姿勢で監査を行うようになったのである。従来の監査法人に勤務する監査人は指導性を発揮していたといわれる割には専門性が高くなかった。しかし、「いま」の監査法人に勤務する監査人は批判性が求められており、またその批判性に見合う専門性も持ち合わせる必要がある²⁸。さらに今後の監査法人に勤務する監査人には、監査の厳格化がより進むことが予想され、より多くの批判性が要求され、また監査人の専門性が必要とされることになる。

こうした状況を筆者は日本の監査風土が「企業は良いこともするが、社会や行政が監視を怠れば、利益をあげるために不正に走る可能性が常にある」という性悪説²⁹に変化してきていると考える。つまり、従来の日本の監査は「企業は社会的善をなす組織で、良い企業はウソをついたり、反社会的行動はとらない」という性善説³⁰を下にした監査であった。日本社会もそれを受け入れていた。したがって、粉飾決算が起こっても、従来は現在のように公認会計士や監査法人が社会から糾弾されるケースは少なかった。ところが、「いま」の日本の監査は粉飾を行った企業やその経営陣ばかりか、監査を行った監査法人も非難されるようになり、日本の監査法人の監査は性悪説を下にした監査に変化しつつあるといえる。今後の日本の監査はますますこの傾向が強まり、性悪説を前提にしたアングロ・サクソン型の監査になるだろう。

これは考え方によっては何の不思議もないことである。欧米の監査は性悪説を下に成り立っている。悪い人間がいるから監査が必要になったからである。特に米国には、反則すれすれの駆け引きを良しとする文化が存在している³¹。ところが日本に監査が導入されると、究極的な企業の利害関係者、すなわち企業の所有者である株主が何もいわずに沈黙していたので、監査法人は監査報酬を支払ってくれる被監査会社の方に軸足を置き、会社の決算を指導することによりひいては利害関係者に資する道を歩んできたのである。

²⁷ 町田 [2004] 53～57頁。町田は1990年代末頃から、決算に関するマスコミ報道等において、「監査の厳格化」または「厳格監査」と呼ばれる事例がみられるようになったと指摘する。そして「監査の厳格化」は、GAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）の厳格化、監査人の対応の厳格化および結果としての事実の厳しさを意味するとしている。しかし、筆者は2002年以前においても厳格監査の動きが多少あったとしても大きな方向転換の契機はSOX法の成立であると考えている。また、厳格監査の意味は、監査人の対応の厳格化だけで十分であると思う。監査人の対応が厳格化すれば、当然に結果としての事実の厳しさになるからである。また、GAAPは厳格化したというよりも統一化してきたという方が適切であろう。

²⁸ 柴田 [1999] 61頁。

²⁹ 早房 [2001] 106頁。

³⁰ 早房、前掲書、106頁。

³¹ BRESTER [2003] 邦訳、337頁。

それが監査人と被監査会社の間に甘えた癒着関係³²といわれるようなぬるま湯的状况を生じさせたのである。ところが企業不正や粉飾が相次ぐようになり、そうした甘えた関係を継続することは社会が許さない時代になったのである。そこで日本の監査法人は監査の根本に遡り、厳格な監査を推進し始めた。それと同時に監査人は専門性を重視し、被監査会社にきっぱりと「NO」といえる専門的知識をこれまで以上に獲得することを目指してきている。

また、監査法人は生き残るために、クライアントの争奪戦を行い、「なかよし集団」から監査法人同士が「戦う集団」に変化していることも見逃せない。

さらに男社会からの脱却も監査業界に課せられた課題である。男女平等社会を実現するためにもより多くの女性会計士の受け入れが急務である。

監査報酬では日本と欧米とは比べ物にならないほどの差異（欧米の監査報酬³³は日本の報酬の数倍から数十倍高い）がある。欧米は一応の監査報酬の目安はあるが、監査業務に時間を要する事象があった場合には、タイム・チャージを行い増加していく。したがって、欧米の場合には、資金面で余裕があり日本ではなかなかできない監査手続のアプリケーション化やIT化ができるのである。一方、日本では監査報酬が低く固定化されている傾向が強い。

これまで会計基準の問題なので触れなかったが、最後に重要な問題である国際会計基準（国際財務報告基準、通称IFRS）について触れておきたい。日本はこれまで独自の会計基準に固執してきた。しかし、国際的に会計は統一化の方向に進んでおり、日本も2011年6月までに日本基準と国際会計基準を図らなければならなくなった。いわゆるコンバージェンス問題³⁴である。この問題は一歩対応を間違えば、日本は世界の孤児となり、世界から仲間はずれにされてしまいかねない。過去にもレジェンド問題³⁵などで日本の会計基準は世界の会計基準と比べて遅れているといわれた時期があったが、今回の対応をミスると大変な事態に陥る。ここ最近ではカナダ、韓国などの独自の基準を持っていた国が独自の基準を捨て続々と国際会計基準の採用を表明している。また、アメリカも国際会計基準採用に動き出している。このような対応を日本の監査法人はスムーズに行っていかなければならない。すなわち、監査法人が率先して日本の会計基準の統一化（共通化）が進むように

³² 瀧田 [1992] 26～27頁。瀧田は監査は甘えの入る余地は全くない。監査人のとるべき姿勢は、まさに反人情、反義理のそれであるというが、従来は監査においても甘えの構造があったといわざるを得ない。カネボウ事件やライブドア事件を見ても、企業と監査人との癒着関係があったことは明らかである。

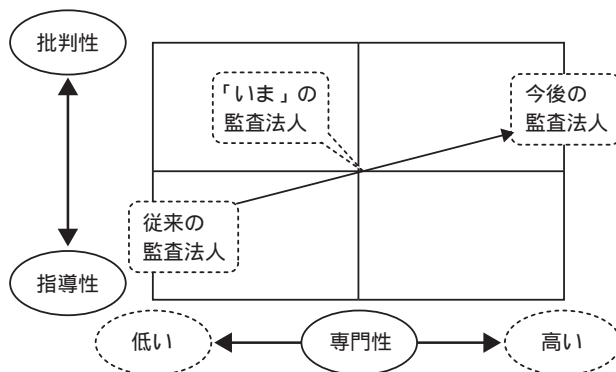
³³ 日本公認会計士協会によると、日本の監査報酬額の水準は米国の水準のわずか15%に過ぎないとしている。

³⁴ 2007年8月に日本の会計基準委員会とIASB（国際会計基準審議会）とは日本基準と国際会計基準との基準間の重要な26項目の違いは2008年までに、残りも2011年6月までにほぼ同じと内容にするとの「東京合意」を行った。

³⁵ 1999年3月期の日本基準の英文財務諸表について発生した。1999年後半からアジアの国々が経済危機に見舞われ、ビッグ・ファイブ（当時）が提携先の日本の監査法人にレジェンド（警句）を財務諸表に含めるように要請した。これは会計基準だけでなく、監査基準もレジェンドの対象であった。日本の会計基準や監査基準が世界のレベルから遅れていると報道され、大きな問題になった。レジェンドの文言は「この会計報告書は日本基準に基づくものであって、日本国内にしか通用しない」というものだった。

リーダーシップを発揮するチャンスである。会計基準委員会に日本の監査法人として必要な提言を適時に行うことが望まれる。

図表 4 監査法人の従来・「いま」・今後の姿



【参考・引用文献】

- ・ BREWSTER [2003]: MIKE BREWSTER (2003) "UNACCOUNTABLE – How the Accounting Profession Forfeited a Public Trust –" John Wiley & Sons, Inc. (友岡賛監訳、山内あゆ子訳、マイク・ブルースター著『会計破綻—会計プロフェッションの背信—』税務経理協会、2004年2月。)
- ・ Wallace [1986]: Wanda A. Wallace (1986), The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets, PWS-kent Publishing Company (千代田邦夫、百合野正博、伊豫田隆俊訳、ワンダ・A・ウォーレス著『ウォーレスの監査論』同文館出版、2004年4月。)
- ・ 大島・矢島 [2002]: 大島春行・矢島敦視『アメリカがおかしくなっている—エンロンとワールドコム破綻の衝撃』日本放送出版協会、2002年10月。
- ・ 奥村 [2002]: 奥村 宏『エンロンの衝撃—株式会社の危機』NTT出版、2002年11月。
- ・ 小関 [1991]: 小関 勇『わが国監査法人の実証的研究』税務経理協会、1991年1月。
- ・ 柴田 [2007]: 柴田英樹『粉飾の監査風土』プロGRESS、2007年7月。
- ・ 柴田 [2006]: 柴田英樹『日本的監査風土を巡る—考察』弘前大学経済研究第29号、2006年12月。
- ・ 柴田 [2002]: 柴田英樹『変革期の監査風土』プロGRESS、2002年12月。
- ・ 柴田 [1999]: 柴田英樹『監査風土の革新』清文社、1999年3月。
- ・ 高橋 [2006]: 高橋篤史『粉飾の論理』東洋経済新報社、2006年10月。
- ・ 瀧田 [1999]: 瀧田輝己『監査機能論—日本の監査の社会学的考察—』千倉書房、1992年11月。
- ・ 田中 [2006]: 田中慎一『ライブドア監査人の独白』2006年6月。
- ・ 種村 [2007]: 種村大基『監査難民』講談社、2007年9月。
- ・ 西野 [1985]: 西野嘉一郎『現代会計監査制度発展史—日本公認会計士制度のあゆみ—』第一法規出版、1985年6月。
- ・ 日本公認会計士協会 [2000]: 日本公認会計士協会年史編纂特別委員会編『50年のあゆみ』ぎょうせい、2000年12月。
- ・ 浜田 [2008]: 浜田 康『会計不正 会社の「常識」監査人の「論理』』日本経済新聞社、2008年3月。
- ・ 早房 [2001]: 早房長治『だれが粉飾決算をつくるのか』廣済堂出版、2001年10月。
- ・ 町田 [2004]: 町田祥弘『会計プロフェッションと内部統制』税務経理協会、2004年3月。